公　　告

防衛省共済組合佐世保支部
支部長　目賀田　瑞彦

海上自衛隊佐世保造修補給所立神厚生センターにおける物品販売（日用品等）の設置及び経営希望者を下記のとおり募集します。関係事項を承知の上、申し込みをお願いします。

記

1　申込に付す事項

（１）営業場所の所在地

長崎県佐世保市立神町無番地

（２）営業場所における店舗情報等

営業場所	店　舗	面積（㎡）
佐世保造修補給所 立神厚生センター （佐世保造修補給所１階）	物品販売 （日用品等） コンビニ形態 ※酒類、たばこ含む。	１０３．６０

（３）営業時間

原則として、土曜日、日曜日及び祝日を除く７時３０分から１９時までとし、それ以外は別途協議する。

2　申込参加者の資格

（１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

（２）募集業種の営業経験があること。

（３）良好な経営実績であること。

（４）都道府県知事等の発行した経営免許（許可を含む。）を保有していること

（５）日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

(6)法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

(7)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

(8)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
(9)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
(10)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
(11)暴力団又は暴力団員及び(6)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3　提出書類
(1)申請書
(2)企画提案書
(3)企画提案書付属書類
(4)業務確約書
(5)戸籍抄本(法人である業者にあっては、登記簿謄本)
(6)営業経歴書
(7)都道府県知事等の発行した営業許可書の写し(営業許可等を要する事業に限る。)
(8)財務諸表
(9)法人税又は所得税に関する納税証明書
(10)誓約書
(11)役員名簿
(12)印鑑証明書
(13)会社概要(任意様式、パンフレット可)
(注)全省庁統一資格者の登録業者である場合に限り、「資格審査結果通知書」の写しを、(5)、(6)、(8)及び(9)に定める書類に代えることができる。

4　公募期間等
(1) 期　間
令和８年１０月１日（木）～令和８年１０月１４日（水）
(2) 募集要項等の配布
(ア) 配布期間
令和８年１０月１日（木）～令和８年１０月１４日（水）
(イ) 時　間
土曜日、日曜日及び祝日を除く９時から１６時まで。ただし、平日の１２時から１３時の間を除く。
(ウ) 配布場所
長崎県佐世保市干尽町９番１号
防衛省共済組合佐世保支部
(海上自衛隊佐世保艦隊基地隊厚生科（倉島庁舎２階))

5　説明会日時等

（1）　日　時

令和８年１０月１９日（月）１３時３０分から１６時まで

（2）　場　所

長崎県佐世保市干尽町９番１号

海上自衛隊倉島庁舎２０１講堂（募集要項配布場所と同一建物内）

（3）　携行品：募集要項等配布資料

なお、本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。（ただし、上記の日程での参加が難しい場合は担当者との調整による。）

また、現場説明会については、希望業者のみ実施いたします。

（4）申込要領

参加希望者（各業者２名以内）は、令和８年１０月１５日（木）１２時までに、募集要項等に添付した「公募説明会申込書」にてFAX等で通知し参加登録をしてください。

ＦＡＸ番号：０９５６－２３－７１１１（内線４３２９）

防衛省共済組合佐世保支部　担当：福澤、河野　宛

なお、FAXを送信される場合は、送信前にご一報ください。持込される場合も事前にご連絡をお願いいたします。

6　申込者の選定

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的な審査の上、業者を決定いたします。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものとする場合があります。

なお、応募業者が１社のみの場合は、書類審査により適否の判定を行います。また、書類選考において企画提案内容、実施能力等が同等と判断され、審査により決定しない場合には、別途指定する日時に応募業者によるプレゼンテーションを行い、審査の後、決定いたします。

7　問い合わせ先

長崎県佐世保市干尽町９番１号

防衛省共済組合佐世保支部（海上自衛隊佐世保艦隊基地隊厚生科）

０９５６－２３－７１１１（内線３３６５）

担当：福澤、河野

8　その他細部については、説明会資料による。